

同じことなんです。百貨店は百貨店法があるから、その法律でやるのだ、それならなぜ生協に対しても母法においてこれをやろうとしないのか。単なる立法技術上の問題というより、なにかじやないか。

○岩武政府委員 消費生活協同組合法の目的は、御承知のごとく、その第一條に、「國民の自発的な生活協同組織の発達」と書いてあります。この意味は消費生活協同組合という組織の発達をはかるということでありまして、従ってその組織の活動を抑制するといふような事項は、ほかの法律を作るとしますれば、その中に入れるのが当然だと思ひます。百貨店法は、これは消費生活協同組合法とは違ひまして、初めから小売商業との摩擦を解決するためにできた法律であります。だから別段この小売商業特別措置法で解決しなくても、向うの法律で必要ならば改正したらよろしかろう、これは前に申し上げた通りであります。

○田中(武)委員 生協の目的は今読まれた通りなんです。そうするならば、一体政府は生協という組織、すなわち國民の自発的な活動、これを規制しようとするのか、それとも指導育成しようとするのか、その点についてはどうなんでしょうか。

○岩武政府委員 経済社会のことは、一つの組織があつて、それが完全な独立を許すといふことは困るだらうと思ひます。やはりほかとの摩擦があれば、できるだけ摩擦のないようにするのが、われわれの政策の任務だらうと思つておりますから、消費生活協同組合の発展は、これは固として各各種の法措置が講じてあるわけでございますが、員外活動まで保護するのは、これはどうかと思つております。むしろ小売商との摩擦が起ればこれはやはり何らかの形で規制するのがほんとうだらう、こう考へております。

○田中(武)委員 生協法自体に、十二条三号にちゃんとそのことを規定してあるではありませんか。その許された範囲において行動をとつておる。それから出てくる問題について他の法律によつて規制しようとする考へ方は、私はどうも理解ができません。もしその許された法の範囲内における活動を逸しておるといふならば、生協を指導監督する、その衝にある者が当然やるべきことであつて、中小企業庁長官ごときが、はたからとやかく言ふべき筋合ひじやない。いかがですか。

○岩武政府委員 消費生活協同組合法の員外利用の許可の問題につきまして、主務官庁の厚生当局からも屢次通牒が出ております。おりましたが、その範囲はきわめて限られたものに認めるという趣旨でございます。たとへば山間僻地の場合であるとか、あるいは生活要保護者が一定の証票を持つてきた場合に限りやられておりますが、現実にはそういうことでないといふことは事実御承知の通りだと思ひます。現にわれわれのところにも各府県あるいは商工会議所からいろいろな事例も参つておりまして、今の母法はやはり母法の精神がございまして、組織の健全な発達をこいねがひから、組織もすれば、その範囲を逸脱しておるのではないかと考へられますので、小売商業を助長いたしますためには、全般的な法律の一部に入れて、この問題を考へていくのが妥当であらう、こゝういふように考へております。

○田中(武)委員 それではあなたは、厚生省がしておられるところの生協に対する監督指導、あるいは法の委任によつてなすところの都道府県知事の指導監督、これが誤まつておる、こゝういふことをはつきりお認めになるのですか。

○岩武政府委員 誤まつておるとは申し上げません。十分力を尽しておると思ひますが、なお行き足らぬところがあつたので、こゝういふことを申し上げたのです。

○田中(武)委員 誤まつていなければ、何もそのほかの法律で、とやかく所管外から文句をいふ必要はないと思ひます。ところが今言つておるのは、生協自体が生協としての本然の姿でなく、他のことをやる。そこからくるトラブルがあるから、この法律で云々と言われるでしょう。それなら、そういう事実があるとするならば、まずその監督の衝にある者が監督を誤まつておる、こゝういふことをはつきりとあなたが指摘されたといふことになるので、いかがですか。

○岩武政府委員 監督を誤まつておるわけではございませんし、適正な方法で十分行われておりますが、ややもしますれば、下部の組織はその趣旨を理解しませんで、いろいろ行き過ぎもあるようでありまして、むしろこゝういふ法律が出来ますれば、監督官庁の方もよい指導しやすいであらう。また消費生協の方でも、昨日も申したように、やはり員内の利用で利益を組合員に還元して参るといふのは、これは東西の消費組合運営の理想であります。だれに究つたかわからないといふふうなやり方をしておるのは、これは消費生活協同組合運営の本来の姿じやないだらう。

○田中(武)委員 もしおっしゃるようならば、あなたの方でとやかく言ひ前にな誤まつたことがかりにありとするならば、当然法によつて監督すべき立場にある人が監督するのが当然でしょう。それをなおかつあなたの方からこゝういふ法律を出すといふことは、その監督の職にある人の監督が不十分であるといふことの上で立つて出すのでなければ出せないのです。こゝういふものを出す以上、あなたは厚生省並びに都道府県知事の生協に対する指導監督に誤まりあり、こゝういふことを岩武中小企業庁長官が認定せられた結果である、こゝう思わざるを得ません。もう一度御答弁を願ひます。

○岩武政府委員 監督に誤まりあつたとは私存じておりません。現に厚生省から出された員外利用の許可の場合の通牒は、非常に範囲も狭く、かつ適正なものだと思つております。ただその通牒の趣旨が、末端におきまして十分に徹底しないうらみがある、こゝういふように考へております。従つてこ

ういふ法律によりまして、その監督がしやすくなるのじやないか、こゝう思つております。別段われわれの方から、厚生省の監督がどうかとこゝうかこゝういふことでもなく、厚生省もこの法律によりまして監督しやすくなるだらう、こゝういふことを申し上げたのです。

○田中(武)委員 かりにおっしゃるようならば、末端においてこの趣旨が徹底していないがために起る事態ありとするならば、一体その責任はどこにあるのですか。末端の生活活動者にあるのか、それを当然指導監督すべき任にある人にあるのか、それともまたその通牒等を十分伝達徹底せなかつた人にあるのか、これはどこにあるのかお伺ひいたしませう。

○岩武政府委員 それはいろいろな場合がございませうから、一がいに申せることではないと思つております。ただ申しますことは、各地で御承知のよういろいろな事態が起つておる、あるいは起きたことがあつて、こゝういふことではございません。個々の場合におきまして、だれが責任あるとかないかいふことは、この際あまり問題じやないだらうと思つております。

○岩武政府委員 そのういふふうな個々の事態になりますれば、一例をあげましよう。たとえば米子の生協のごときは、これは厚生省も心配され、現地を調査されておるのではありません。また厚生省に心配して、何とか小売業者と消費生活協同組合との間を取り持とうと数回にわたってあつておられたのでありますが、消費生活協同組合を同じくして語るのはいやだと拒否しておられます。そういうことになりましたれば、これもまた監督の責任を論じますよりも、むしろ生協の理事者のあり方いかんというところになるのでありますから、私はそういうより責任がどこにあるとかなんかというよりも、この事態を円満に片づけるにはこういうものがあつた方がよろしい、こういうことを申し上げたのであります。

○松平委員 関連して質問したいと思ふのですが、岩武君も御承知のように、消費生活協同組合には監督規定というものがかなり詳細に規定されておられます。第八章はことごとく監督規定である。九十五条から以下ずっと監督規定がありまして、これは改正も撤回されておられます。そうして立ち入り検査とかあるいは員外利用の場合の罰則もついておるわけなんです。あなたはそれを御承知なんですか。それから、今あなたが言ったのはこの監督規定というものは不備だ、こういうことになるのか、あるいは監督をするもの側の側にあるつまり厚生省、都道府県知事の行政的な措置というものが何らかの不備がある、こういうことをあなたに言っておるのですか。どっちなんです。それは両方なんです。

○岩武政府委員 私が申し上げたいのは、法律はよくできておりまして、また厚生省当局の指導も十分できていると思ひますが、何せこういう自発的な組織でございますから、いろいろ各地で問題があることは、これはまた事実だろつと思ひます。ただ一片の法律の監督だけでは正されることは考へておりません。やはり角度をかえまして、小売商との摩擦を解決するといふ見地から、この問題をもう一べん取り上げ、そうして法律規定を整備いたしまして、監督の方々が仕事をやりやすくなる、あるいは消費生活協同組合も自分の本来の運営がうまくいくようになる、ということをして、この法律ではねらつておるのであります。

○松平委員 そういふことであるならば、これは消費生活協同組合の法律自体を改正すればいい。これは監督規定が不十分である。その趣旨がよく徹底してないといふことをあなたは言つておられた。そういうことであるならば、その箇所を直していく。本法があるならばその箇所を直していったらどうですか。私はそれが一番常道であらうと思ふのです。

○岩武政府委員 話は前に戻るわけですが、消費生活協同組合という組織の発展をはかる法律では、やはり監督規定その他は、これは法律の趣旨に照らしまして十分でないこともあるかも知れませんし、また施行する人もその発展をはかるといふ見地から監督指導する。やはり立場をかえまして、見地をかえて、小売商との摩擦防止といふ見地から、新しい法律秩序を作り出す方が、この問題妥結にはよりべ

たではないか、こういうことを申し上げたのであります。

○松平委員 要するにこれは員外利用が小売商との間に摩擦を生ずる、こういうわけであるわけですか。そこで員外利用をしてはいかぬ、しかし特別の許可があつた場合には員外利用をしてもいい、こういうわけなんだから、そのときに厚生省が中小企業との間の摩擦を避けるためにそれも考慮しながら、員外利用を許可する場合にはそれも考慮の上に置いてやるといふことを、厚生省自体がやつていけばいいことじゃないですか。

○岩武政府委員 員外利用については、先ほど来申し上げる通りに、かなり厳格な通牒は出ておりますが、その通牒の趣旨が十分徹底してない場合がありまして、あるいは員外利用の許可を受けなくて利用させている場合もあるようでありまして、いろいろの場合がございまして、やはり先ほど来申し上げましたように、消費生活協同組合法という法の見地からでは、そういう問題を律するには不適當だと思つておられます。従つて小売商との摩擦を解決し、小売商に活動の機会を確保するといふ趣旨の法律からこの問題をもう一べん取り上げて、新しい法律関係として規律した方が問題の解決にはベターだろつ、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○松平委員 それはおかしいと思ふのだ。員外利用をしてはいかぬといふことがあつて、そして員外利用をした場合には罰則の規定もある、立ち入り検査等の監督上の規定もある。であるにかかわらず、もしそれだけでは不十分というなら、それを補強していけばいい、それが常道ではないかと私は言つたんだ。あなたはどうか考えますか。

○岩武政府委員 そのういふお話であれば、この消費生活協同組合法を根本から直さなければいかぬだろつと思ひます。(直したらいいじゃないか、何を言つておるんだ)と呼ぶ者あり(そういふことはその緊急にできませんから、だからこのういふふうな新しい角度からこの問題を律した方がいひだろつ、こゝろ申し上げておるのであります。

○田中(武)委員 大体岸内閣は精神分裂を起したのと違ひですか。今も長官みずからが説かれたように、消費生活協同組合法の第一の目的には、「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期すること」を目的とする。とあります。国民生活の安定と生活文化の向上が目的なんです。それを一方において他の法律において押えようとする。一方において生活向上、安定といふことを持つ法律に対して、一方違つたことをやろうとしておる。これは精神分裂を起したのではないかと思ふのですが、いかがでしょう。

○中川(俊)政府委員 精神分裂を起したかどうかは一つ田中さんの御判断におまかせをいたしました。私はここで岸内閣が精神分裂を起したとかどうかといふことに対する答弁はいたしません。先ほど来いろいろ言つておられるけれども、私がいつも考へておることは、日本ではあんまり法律が多過ぎると思ふ。実際多過ぎて、そしてがんにがために国民を縛り上げてしまふという風潮がある。実際われわれ自体も

法律はわからないのです。この国会にどういふ法律が出たのかということ突然地方へ行つて聞かれても、わからぬ場合がある。そういうことで、私は法律をきわめて複雑にすることはほんとはきらいなんです。私はそういう趣旨で、今までもわずかの期間で、あまりやかましいことをやらぬ方がいひだろつと言つておる。言つておるが、考へてみるとやはり国民自体も考へてもらわなければいかぬことは、(政府だ、国民の責任じゃないよ)と呼ぶ者あり(政府も考へなければならぬが、国民が、われわれを初めとして、なかなか法律がわからないから、自然生まれないといふことにもなるのだらうと思ひますが、實際法律を守らぬ。だから先ほど来いろいろ言つておられるように、通産省と厚生省との間に、厚生省のやることを通産省がよけいなことをやらぬでもいいじゃないかといふようなお話もありません。これは御承知の通り厚生省と連絡をとつてやつておることです。生協法だけを改正したらいいじゃないか、何も小売商業法をやらぬでもいいじゃないかといふことでもございまして、しかしこれは外部から関連補強をするという手もあると思ふのです。何も厚生省関係の法律だから通産省はこれに全然関係をしてはいけなないといふこともないと思ふのです。通産省関係の法律で、外部から関連補強をやる場合もあるだろつと思ふのです。しかし要するに問題は、小売商業特別措置法とか生協法とかいふ法律があつても、それを生協なら生協がきつと守つてくれれば問題はないのだけれども、守つてく

れないので、こりいうことを外部から
関連補強をやらなければならぬという
結果になるのです。だから私は先ほど
来申し上げます通り、こんなに法律を
やかましくして複雑なことにするとい
うことはほんとうは反対なんだ。反対
なんだが、日本国民というのは法律を
守らない。抜け道ばかり考える。どう
したら脱法行為ができるかということ
を考える悪質なものも相当おるのですか
ら、(岸内閣が悪いのだ)と呼ぶ者あ
り)岸内閣が悪いのか、だれが悪いの
か知らないが、そういう点からいいま
したならば、やはりこれは今回通産省
が出した小売商業特別措置法で
もって関連補強をやろうというので
す。だからそういう点で、厚生省の関
係の法案に対して、通産省はけしから
ぬじゃないかというよりなことがあり
ますけれども、同じ岸内閣の政府です
から、厚生省も通産省もありませ
んよ。しかもこれを出すについては厚生
省と十分に打ち合せをやっておし
るのですから、(反対しておる)と呼
ぶ者あり)いや、前は反対しておつた
けれども、今は了承しております。了
承しておるのですから、そうあんまり
がみがみ言わぬようにして下さい。

かと思つたのですが、どうなんですか。
最初は反対しておつたが、今はそれで
もないと、こりいうことなんですか、厚
生省自体はこれに反対しておる、事務
局も反対しておつたと私は聞いており
ます。先ほどまた長官みずからが、そ
ういうことなら生協法を根本的に直さ
ねばならないと、こり言ひ。根本的に
直すのは、どこが根本か私知りませ
んが、第一条の目的に沿つて生協法を直
すならそれは直したらいと思つて。な
ぜ生協法改正ということをお考えず
に、こんなことをやつたのか、もう一べ
んお伺いします。誠意ある答弁をお願い
します。

それでは小売商業特別措置法を出して
ればそれでいいというふうな考へてお
るのかも知りません。私は厚生省の考
へはどうか知りませんが、知らない
が、私はどうも思つておる。だから
ら要するにこの小売商業特別措置法案
を出して関連補強すれば、私は厚生省
はそれで満足しておるのじゃないかと
思つておる。厚生省はどうか考へてお
るのか知りませんが、それは必要があ
れば出すでしょう。私はそう思つてお
る。

それは小売商業特別措置法を出して
ればそれでいいというふうな考へてお
るのかも知りませんが、知らない
が、私はどうも思つておる。だから
ら要するにこの小売商業特別措置法案
を出して関連補強すれば、私は厚生省
はそれで満足しておるのじゃないかと
思つておる。厚生省はどうか考へてお
るのか知りませんが、それは必要があ
れば出すでしょう。私はそう思つてお
る。

障害が生じて、どうしても生協法を直さ
なければならぬというふうになれば、
あるいは直すかもしれません。私はそ
う思つておる。

ありますので、この問題はむしろこれでやっておりますかと思ひます。

○田中(武)委員 員外々々とおっしゃるが、員外活動は原則としてこの母法において禁止してあるのですよ。それをなせ員外々々とおっしゃるのか私はよくわからないのです。そうするならば、あなたがたがおっしゃる通りに、小売商に關係のあることはこの方面からというならば、この小売商業特別措置法に載っている以外のことで、きのうから私が何回も申している、他にもっと大きく影響を与える面がたぶんあるのです。そのことに対してはおかふりしておりながら、こういう点に対して、しかもはつきりとした監督庁もあり、監督規定も多くあり、母法もあるにかかわらず、こういうことをやるといふことは、私はきのう申し上げたように、いわゆる分業政策をもって臨むというこの筋に立つて、小売商と生協と相争わしめる、そういうことによつて保守政權の安定をはかつていくという分業政策、かつてイギリスが植民地政策として用いた分業政策、これに立つておると言わざるを得ないと思ひます。

○岩武政府委員 昨日来田中委員等の御質問に対してお答えいたしました。ただ、小売商業に關しますことはできただけでこの法案に入れたというところがわれわれの念願であります。昨日御指摘のありましたスーパー・マーケットのごときもこの法律で全部処理する考えであります。また昨日ありましたこの登録制の問題、これはいろいろ見解の相違かと思つております。私の方も、登録制なりあるいは許可制というものが実行可能でありますれば、

これはこの案に取り入れるにやぶさかでございますが、そういうふうな制限措置は、国の雇用政策あるいは就業問題の一番基本原則でございますから、われわれ当局としましてはこれととり得ない、こういうことで申し上げたのであります。従ひましてごらんのように、今まで問題になっております小売商業に關します問題は、全部とは申し上げませんが、きわめて広く取り上げておるつもりでございます。なお、お答えしておきますが、小売商業の振興の正攻法は、これはむしろ他のものを押えることだけではだめでございますから、われわれとしましては小売商業者の組織の強化、その金融の円滑化等につきましては、これは今後とも一段の努力をするつもりでございます。この法律だけで振興が大いにできるといふことは申し上げておらぬわけでございます。その趣旨におきまして、これは特別措置法というふうにきわめて遠慮した名前をつけてあるわけでございます。

○田中(武)委員 今おっしゃるように、この特別措置法案が小売商に影響を与えるすべてのものを網羅してないということはお認めになつたわけですか。しかも、たとえばスーパー・マーケット等の野放しになつておるところ、そのまゝしておいて、はつきりした法律があつて指導監督を受け、罰則まで持つておるものに対して、なお二重の規定を置くといふことは、私はどうも納得いかなないので、もう一度御答弁願ひます。

○岩武政府委員 スーパー・マーケットの問題は、昨日申し上げましたように、これはいろいろなスーパー・マー

ケットがございます。百貨店資本とか私鉄資本だけでなく、いろいろなものがございまして、そういう問題が起りますれば、これは都道府県知事のあつせん、調停で片づけよう、こう申し上げたわけでありまして、そこでみんな拾われております。それからメーカーや問屋の小売行為の問題もこれでやろう、だから今まで問題が起つておりますことは、ほとんど大部分がこの法案で処理できると思つております。あるいは小さい二、三の問題が残つておるかも知れませんが、私の了解します範囲では、登録制、許可制の問題を除いては大體この法案で処理できる、こういうふうに考へております。

○田中(武)委員 スーパー・マーケット等については、知事のあつせん調停によつて処理ができる。こうおっしゃるのでしたら、ならば、生協自体は現に知事の監督を受けておるので、スーパー・マーケットとかメーカーの直売とかいろいろ問題、しかも生協よりか資本力を持つ問題が知事の調停、あつせんによつて処理できるにかかわらず、生協には現に同じ知事が指導監督をしていられるにかかわらず、それになおこういう法律を必要とする理由はどこにあるのですか。

○岩武政府委員 それは先ほど申しました米子生協の例で明らかであります。これは其当局のあつせんも拒否されておる状況であります。

○内海(清)委員 今のと関連してあつせん、調停、勧告とどうありませうか、百貨店はこの法案では勧告の対象になつておらぬと思つておりますが、この点いかがですか。

○岩武政府委員 百貨店の方は百貨店法の規制に關してありますから、百貨店法第九条でありますか、主務大臣の勧告規定もございまして、その方では処理するといふことでこれからはつております。しかしこの勧告は同じ趣旨でございますから、やはり小売商業者に活動の機会を確保するといふ趣旨からいいますれば、百貨店法の規定の勧告もこの法案によりましてあつせん、調停も同じでございます。

○内海(清)委員 そうすると大體スーパー・マーケットとか、あるいはその他の卸売の小売進出というよりなものはこれでいく。ところが百貨店は百貨店法でやるから、これは勧告の対象になつておらぬ、そういうことであるならば、生協にも生協法というはつきりしたものがあつて、同様に考へていいのじゃないかと思つておりますが、その点いかがですか。

○岩武政府委員 先ほどから申し上げますように、消費生活協同組合法は消費生活協同組合の発展をいねがっている法律であります。従つてそれらの勧告もそういう趣旨でございますから、われわれとしましては小売商業者と摩擦の起る面は、こういう法律で処理するのが適當だろ、こう申し上げておるわけでありまして。

○内海(清)委員 どうも言われることがはつきりわかりませんが、生協法によつては生協の育成発展をはかるのだから、これではできないから、この法ところが生協法にもちゃんと生協に対する規制のあれがある。員外利用に關してはちゃんと規定がある。この母法にあるものをなお強化補足すること

○岩武政府委員 消費生活協同組合法によつては生協の育成発展をはかるのだから、これではできないから、この法ところが生協法にもちゃんと生協に対する規制のあれがある。員外利用に關してはちゃんと規定がある。この母法にあるものをなお強化補足すること

○岩武政府委員 消費生活協同組合法によつては生協の育成発展をはかるのだから、これではできないから、この法ところが生協法にもちゃんと生協に対する規制のあれがある。員外利用に關してはちゃんと規定がある。この母法にあるものをなお強化補足すること

○岩武政府委員 消費生活協同組合法によつては生協の育成発展をはかるのだから、これではできないから、この法ところが生協法にもちゃんと生協に対する規制のあれがある。員外利用に關してはちゃんと規定がある。この母法にあるものをなお強化補足すること

○岩武政府委員 消費生活協同組合法によつては生協の育成発展をはかるのだから、これではできないから、この法ところが生協法にもちゃんと生協に対する規制のあれがある。員外利用に關してはちゃんと規定がある。この母法にあるものをなお強化補足すること

によつてこれをやれば、何もこの法でやる必要はないと思つて。これは今の百貨店法の場合も同様である、この点、はつきりしていただきたい。

○岩武政府委員 消費生活協同組合法で員外利用を押えておきまするゆゑんは、消費生活協同組合の健全な発達をはかるためには、員外者に対するサービスよりも、まず員内を固めて十分に活動できるようにしようといふ趣旨からきておるわけでありまして。むしろ、この法律の第一条にございまして、生活協同組合組織の発達をはかるために、員外利用を押えたわけでありまして。だからやはり根本はあくまで組合の発達をはかるために員外利用を許可制にしたわけでありまして。小売商との摩擦を防止する云々といふことではないと思つております。

○松平委員 それはちよつとおかしいと思つて。山間僻地であるとかあるいは独占企業に近い電気、ガス事業あるいは保育園、生活保護者に対する事項、こういうように列挙して員外の利用を許可する基準といふものを通過しておるわけですか。そのこと自体はどこから見ても、小売商との摩擦を避けるといふ趣旨がちゃんとそこにあるわけだ。これは山間僻地にしてもそうだし、あるいは電気、ガスにしてもそうです。そういうことであるから、それは摩擦がないわけじゃない。摩擦がないといふことを前提にしてやつておるわけなのです。摩擦があつたら困るということを前提にして許可してはいかぬといふことになつておる。それはどう思ひますか。

○岩武政府委員 厚生省の通達でありませんが、許可基準の最初には組合員の利用を妨げない限度内においてなされる、これが第一の問題であります。という意味は、やはり員外をあまりやる組合員の利用を妨げて、本来の組合の健全な発達に害がある、こういうことだと思っております。害のないような場合、あるいは御指摘のように、ほかに適当な組織がないとか、あるいは社会的見地から見て、いかにも生活保障とか何とかをしなければならぬという問題のときには、これは例外として認めるということになりますから、これはむしろ小売商との摩擦防止ではございまして、付帯的なサービスでございまして限定されている場合だと思っております。

○松平委員 それだったらその通達の中へ、小売商との摩擦を避ける場合には、員外利用をしてはいかぬということを入れたらよいじゃないか。

○岩武政府委員 通達でございますことなれば、今まで十分やっております。と思ひますが、やはり末端の組織なりいろいろな問題が起つておるのでありますから、この際見地を変えて、員外利用を規制したらどうか、こういうことではあります。

○松平委員 そういふ通達は出したのですか。

○岩武政府委員 最近厚生当局の意見は知りませんが、現にあれほど問題が起つておる場合もありますので、一片の通達と云ふもので片づくとはどうも考へられませんか。

○松平委員 そういふふうに、中小小売商との間に摩擦があればどうかと

言われておるけれども、そういう場合に、あなた方は厚生省に対してそういう通達を出せということをやったかどうか。

○岩武政府委員 この問題は内閣の小企業振興審議会でありましたか、あるいは通産省の産業合理化審議会の中、小企業部会でございますか忘れまじうたが、たしか三、四年前の問題になりました。厚生当局にも種々伝えていろいろやつたことはございまして、十分その趣旨は伝わっていると思つておりますが、やはり末端ではそう参りません。これは小売商との摩擦調整という国の意思はつきり末端に伝わる方法はやりたいと思つておられます。そのためには消費生活協同組合法に基きます通達ということよりも、別の見地からの法律の一部としまして、はつきり国の意思を明示した方が問題の解決にベターであらうということをおぼえて申上げたい次第であります。

○松平委員 私の聞いていたのはそういうことではない、現にいろいろな摩擦があつたというから、そのときにあなた方は厚生省に話して、通達を出せということをやつたかどうかというのを聞いておるのだ、それだけ答弁すればよいんだ。あなたは今末端においてはそういうことは不徹底だということをおっしゃつたけれども、末端に対してそういう通達を出したかどうかというのを聞いておるんだ。

○岩武政府委員 それは先ほど来から申し上げますように、出したかどうか具体的な事実は私は存じませんが、出してもらうように話をすることは当然だと思つております。

○松平委員 出してもらうように、あなた方はいつだに話をしましたか。

○岩武政府委員 三、四年前の事実でありますから調べて申し上げたいと思ひます。

○松平委員 それでは調べて、いつのうらいつの会議で出したか、それは文書によつて出したかどうか、しからば何ゆゑに厚生省はあなた方の要望を取り次げなかつたか、それは追つて厚生大臣に伺いたいと思ふ。委員長、その点は厚生大臣に答弁してもらつてよろしく取り計らつて下さい。

○田中(武)委員 話があつせん、調停のところへ参りましたので、私の予定からいへば数段先になるのですが、その方を先にお伺ひしてみたいと思ひます。十五条の三号の「前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の行方一般消費者に対する物品の販売事業に關し、その者と中小小売商との間に生じた紛争」ということがあつせん。調停事項になっておりますが、「物品の販売事業に關し」ということでありますが、これは農協とか生協とかいうのはこの号には含まれないと解してよいと思ひますが、いかがですか。

○岩武政府委員 農協はこの法律のあつせん、調停ということではございませぬ。

○田中(武)委員 農協は含まれるのですか。

○岩武政府委員 生協は含まれないのですか。

○田中(武)委員 生協は含まれないのですか。

○岩武政府委員 生協も員外利用のうらいつのうらいつな施設をしたにわかかわらぬ、なお問題があればこの問題にならぬかと思つております。

○田中(武)委員 もつとはつきり聞きたいのですが、この三号のあつせん調停の対象と、生協とか農協とかいふ協同組合組織の法人団体は入りませぬかと聞いておるのです。われわれは入らぬと解しますが、それでいいか、こういうことですか。

○岩武政府委員 農協も生協も入りませぬ。ただ生協の方は員外利用の点で問題が起りますれば、まず員外利用を防止する措置を講じて、なお紛争が起るという場合に、この規定の発足があるかと思つております。

○田中(武)委員 御承知のように生協、農協がやることは物の販売事業じゃないのです。供給行為なんです。これで三号の販売事業と生協等の供給行為とは同一とお考へになりますか。

○岩武政府委員 農協、生協は営利を目的としておりませぬから、販売の営業ではないかと思ひますが、継続販売してありますれば販売事業だと思ひます。供給ということは事実行為でありまして、法律的には販売になると思ひます。

○田中(武)委員 それならばなぜこれも供給ということにしないかという疑問があるのですが、生協等が組合員に物を供給するという法律の言葉になっておりますが、これを販売だとなつたは解釈しておるのですか、どうなんですか。

○岩武政府委員 販売も供給も法律的には同じだと思ひますが、(違ひ、違ひ)と呼ぶ者あり)販売の方が概念としては広いだろうと思ひます。

○田中(武)委員 販売の方が概念として広いとするならば、供給行為で、販売の行為の中に入るのか入らないのか、どうですか。

○岩武政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨がよくわかりませんが、まあ販売といひますのは要するに物の売買あるいはそれに類似する行為だろうと思つております。供給の場合もこれに入らぬと思ひます。

○田中(武)委員 もう一べん説くと、「中小小売商以外の者の行方一般消費者に対する物品の販売事業」となつております。だからこの「中小小売商以外の者」という中には、どういふものを考へておられるかということをお伺ひしておるのです。

○岩武政府委員 先ほど来申し上げましたように、営利を目的としない各種の小売商も入りませぬし、あるいは大中小売商も入りませぬし、いろいろあると思ひます。それから誤解があるようでありませぬが、一般消費者というのが問題であります。供給という言葉をお使いになりましたが、要するに員内の従業員あるいは組合員に對します物品の販売、供給はこの法律のねらうところとは違つておると思ひます。員外者の方が問題になると思ひます。

○田中(武)委員 その大小売商といふのはどういふものをいふのですか。

○岩武政府委員 先ほどおあげになりましたスーパー・マーケット等のことではあります。

○田中(武)委員 それでは百貨店は大小売商となりませぬか、どうですか。

○岩武政府委員 百貨店も大小売商たることは間違ひありません。ただ百貨店の方は百貨店法の関係のいろいろな措置がございませぬから、都道府県知事のあつせんよりも主務大臣の勧告で処理したい。スーパー・マーケットの方は資本系統がいろいろありませぬ、

○田中(武)委員 百貨店も大小売商たることは間違ひありません。ただ百貨店の方は百貨店法の関係のいろいろな措置がございませぬから、都道府県知事のあつせんよりも主務大臣の勧告で処理したい。スーパー・マーケットの方は資本系統がいろいろありませぬ、

○田中(武)委員 百貨店も大小売商たることは間違ひありません。ただ百貨店の方は百貨店法の関係のいろいろな措置がございませぬから、都道府県知事のあつせんよりも主務大臣の勧告で処理したい。スーパー・マーケットの方は資本系統がいろいろありませぬ、

○田中(武)委員 百貨店も大小売商たることは間違ひありません。ただ百貨店の方は百貨店法の関係のいろいろな措置がございませぬから、都道府県知事のあつせんよりも主務大臣の勧告で処理したい。スーパー・マーケットの方は資本系統がいろいろありませぬ、

○田中(武)委員 百貨店も大小売商たることは間違ひありません。ただ百貨店の方は百貨店法の関係のいろいろな措置がございませぬから、都道府県知事のあつせんよりも主務大臣の勧告で処理したい。スーパー・マーケットの方は資本系統がいろいろありませぬ、

○田中(武)委員 百貨店も大小売商たることは間違ひありません。ただ百貨店の方は百貨店法の関係のいろいろな措置がございませぬから、都道府県知事のあつせんよりも主務大臣の勧告で処理したい。スーパー・マーケットの方は資本系統がいろいろありませぬ、

現在のところでは百貨店法の対象になつておりませんか、これはこれでもよろし、このうちわけであります。

○田中(武)委員 中小小売商以外のものは百貨店、スーパーマーケット、農協、生協等も含まれる、このうちわけだつたんですね。しかし百貨店は百貨店法があるのでこれには入らない。それでは生協も別に生協法で規定があるから、これに入れる必要はないと思ふのですが、どうですか。

○長谷川委員長 田中君の質問がよくわからなかつたようです。

○田中(武)委員 百貨店も入る、しかし百貨店法は百貨店法があるから、その方で行くのだ、生協とか、農協とかは、生協法とか農協法ではないのですか。

○岩武政府委員 先ほど来申しておりますように、中小小売商以外のものという解釈には入りません。入りますが、組合員に對する関係の物品販売業はそのあつせん調停の対象にならない。一般消費者とありますので、一般消費者というのは、組合員やその他は入っておりません。

○田中(武)委員 生協、農協は入るが、それは一般消費者に對する販売行為が入つて、員内利用といふんですか、組合員に對する供給行為は入らない、このうちわけなんですか。そうするならば生活協同組合が、いわゆる組合員の便利のために、どつかに店舗といふんですか、事務所を持つ、供給所を持つ、このうちわけに對しては紛争があつたとしても、それはこの審議に入りませんね。

○岩武政府委員 それがいりるの立場の関係で、員外者の利用に供せられ

るおそれが多分にあり、それで付近の小売商がそれを極度に心配していろいろなトラブルが起るといふ場合には、あるいは都道府県知事はあつせんして、これは員外者に行くこともあるだろし、あるいは行かないこともあるだろし、その辺の事実問題であります。

○田中(武)委員 員内利用は入らないでしよう。組合のための供給事業も入らないでしよう。そうすると組合員のための供給所を置くことですよ。それは当然入らないと思ふのですが、どうですか。

○岩武政府委員 組合のためにということ、これは生協本来の目的で当然であります。ただいろいろな場所の関係で……(発言する者多し)現在でもそういうことがございまして、員外者が多い場合なんかは、やはりそういうことで小売商が事実上問題にせざるを得ない場合があると思ふ。そういう場合は都道府県知事が取り上げて事実を判断してやるより以外にないと思ふ。

○田中(武)委員 員内利用は入らない。だから員内利用のための小売商といふことは当然その範疇に入ると解釈するのはどういうことなんですか。

○岩武政府委員 場所によつて入るといふのは、員外利用とか、員内利用の区別はないのです。

○田中(武)委員 員内にたくさん利用されていくといふのは、小売商が非常に心配して問題を起す場合が多いだろしと思ふ。

○岩武政府委員 そのときに都道府県知事が判断して心配いらぬといふ場合もありましようし、あるいは組合員と

いっても、員外者にやるといふよりな場合もあると思ふ。それはいろいろあると思ふ。それはそれはおかし(と発言する者あり)

○田中(武)委員 員外利用をさせることを目的としておるのではないのですよ。員内のために供給所を置くのです。それを小売商から誤解があつたの今の答弁ではさういふことなんです。さうするならば、先ほどの一般消費者に對する物品販売事業に關しといふ答弁と食い違つてきますが、どうですか。

○岩武政府委員 それは取り上げてみてこの規定に該當するか、しないかという問題であります。

○田中(武)委員 やつてみなければ員外利用かどうかわからぬでしよう。現に今建てようとしておる。ここに建築しておる。それはあくまでも供給行為をやろうとしてやっておる、さういふ場合を言つておるのですよ。

○岩武政府委員 目的だけではよくわかりません。それはすべての消費生活協同組合の行為が、やはり員内者のための目的だと思ふすけれども、事実問題としてさうでない場合がございまして。それでトラブルが起るわけがございまして、それを實際に両方の言い分を聞き、いろいろの立場その他の条件を考へて、この規定に當てはまるかどうかといふことを県知事が認定するわけがございまして。

○松平委員 今の十五條の問題は、これを讀んでみると、「一般消費者に對する物品の販売事業に關し」といふ行が、事業そのものが員外利用になつ

て、さうしてそれによつて起つたところの紛争を調停あつせんするといふことになつておるわけなんです。さういふ場合と限つておるのです。それに關してなんだから、要するに「物品販売事業に關し」なんだ。物を売ることに關しなんだから、従つてこれから新しく生協なら生協をどつかへ作らうといふ場合には、まだ販売事業を行なつていないわけなんです。販売事業も行なつていないのに、員外利用があるかもしれないといふことで、これを紛争の種類にして、それをあつせん調停するといふのですか。

○岩武政府委員 あつせん調停になるかならぬといふこともやはり問題になるわけがございまして。だからそれは今おつしやいましたように小売商側に誤解もありましようし、あるいは心配することもありましようし、いろいろあるだろしと思ふ。だから都道府県知事へかけ込んで、これを一つあつせんしてくれといふことで小売商がいつた場合に、これは客観的に見て一般消費者に對して物品の販売事業を行うと考へられないか、申し立ては取り上げない、あつせん調停に入らぬといふこともありましようし、あるいはさういふいろいろの情勢を考へて、その危険性があるからあつせん調停に乗り出すといふかも知れません。これは要するにあつせん調停の対象になるかならぬかといふことから問題が起るわけだと思ふ。

○田中(武)委員 あなたの解釈は拡張解釈にわたつておると思ふ。もつとよく讀んで下さい。あなたは提出の責任者として条文をよく讀んでおらないのと違ひませんか。「一般消費者に對する

物品の販売事業に關し、その者と中小小売商との間に生じた紛争」——現にこの販売事業で紛争の生じた場合ですよ。

○岩武政府委員 申し上げますが、實際に問題が起ります場合はいろいろなケースがありますが、最終的にあつせん調停のことは、これはこの法律に書いてある通りであります。ところがその前に一体これはあつせん調停の対象になるかならぬかといふ問題でありまして。これは事実小売商側がいろいろ陳情し訴えてきますれば、やはりそれは都道府県知事が両方の言い分を聞くといふこともございまして。それは何も正式のあつせん調停じゃなくて、あつせん調停になるかどうかを調べるといふんです。聞いて判断するわけがございまして。さういふことは當然訴訟その他でもあることでもあります。最終的にこのあつせん調停の対象になるかどうかといふことをきめるのがこの条項であります。その前にいろいろありま

すので、別段私は法律を拡張解釈をしておりませんし、實際の場合に合うように御説明したわけがございまして。

○田中(武)委員 あなたの言つておることはあつせん調停以前の問題であります。私の聞いておるのはあつせん調停事項になるかといふことです。

○岩武政府委員 それは普通の訴訟と同じであります。訴訟条件に合つて訴訟を受理するかどうかといふまでの段階であります。だからこれはあつせん調停になるかどうかといふときには、この法律の規定によつて判断するわけがございまして。

○田中(武)委員 訴訟と同じように訴状を出すことは勝手なんです。それを

二年の十二月十六日佐賀県からの報告であります。廉売のため、市内小売商は相当な打撃を受けている。特に新聞折り込みを行い員外者にも廉売している。医薬品関係の小売商の受ける打撃は大きい。員外者販売について勸告を行い、地元小売商と生協間で交渉中であるが、解決の見通しはない。

二、三の例はこの調子であります。
○田中(武)委員 報告書を今読まれたわけなんです、その報告書は商工会議所あるいは県からですが、それなら県知事は監督せねばいかぬ。現にそのような事実があるならば、員外利用を許してはいないなら、知事自体一体何しているのですか。(それは知事に言ってくれと呼ぶ者あり)厚生省は今いなければ、法律によって厚生省が指導監督している。その法律の委任事項で知事がやっているのだから、そんなことなら厚生省から知事に言っただけで済む規定を発動しなければいけません。ただ員外利用がものすごく行われている、どうもそういう抽象的なことだけではわれわれは納得できないのです、数字的にもっと、これこれ具体的な事実があるということでないといふので法律まで作って全国的に押さえるというのでしよう。一部米子とか神戸とか一神戸はそんなことないですよ。そういうところの一部のことで全国的にやるといふことはどうかと思ふ。

○岩武政府委員 厚生当局も十分注意しておると思つておられます。思つておられますが、やはり私が申し上げますように現在の法律の員外利用というものは、これはむしろ員内の発展をはかるための員外を押さえるという趣旨のものでございませぬ。この問題もある。それ

でございますから、小売商との摩擦の調整の点についてはやはり遺憾な点があると思ふ。そこでわれわれの申しますように、小売商保護という見地から新しく員外利用禁止という点をつけ加えましたが、従来の監督も行き届くだろうと思ひますし、また小売商との摩擦も調整しやすいだろう、こういうことを申し上げたのであります。

○田中(武)委員 どうも私はそういうことだけで、こういう法律をもつて全般的に規制しよう、私はそういう必要があるのかというのを疑うのです。ただ一、二のところからの報告書、ただ員外利用はなほだし、こういうようなことぐらいい、そういう必要があるのですか。それならもつとそういう事実を確かめて、そして、最初言つたことに戻りますが、母法による監督をやつて、なおやれないという事実は順序がある。何回も言いますが、その母法によるところを何もやらずに、すぐやつていくというのではどうかと思ふ。

○中川(俊)政府委員 事務当局ではちよつと答弁できないと思ひますから私が言いますけれども、具体的な例を、何県にどういふのがあるか、どの県にどういふのがあるかということを出せと言われますと、これはちよつとむずかしい。われわれのところへ陳情の来ておるのを見ますと、あなた方もたくさん全国からやつてきておられ、その大会を開いたりいろいろやつておられるのです。(織物物品税だよ)と呼ぶ者あり)いや、それだけじゃありません。この問題もある。それ

でわれわれのところへ陳情に来ておるのを見ましても、全国的に非常にそういうのが多いんですよ、実際。各県からそういう苦情が来ておるのです。だから決してこれは一部のところ、あからこういふ法律を出したというのじゃないのですから、実際問題として、先ほど来お話しになっておりますけれども、供給所を生協がどこへ作つたといふことになつたら、それじゃどうなるだろうかといふことですが、これは常識問題で、ケース・バイ・ケースで処理していかなければ、なかなかむずかしい問題だと思ひます。だがしかし、そういう弊害があることは事実なんです。生協がそういうようなこととで、ずいぶん小売商を圧迫しておる事実は、いろいろな観点から、われわれのところへ陳情は山ほど来ておるのです。ですから、決して一部のなにかあるからこういふ法律を出すというわけじゃないのですよ。それは一つ誤解のないように願ひたい。ただあなたも、それならどの県にどういふのがあるか出してみ、こういう具体的なことになりますと、おそらく私は事務当局にもそういう具体的なものはないだろう、また今の、われわれのところへ来ておる全国からの苦情も、いろいろなところいろいろある、こういう例があるといふような抽象的な例をたくさんあげておるのであつて、実際問題として、生協に關係のある人が自分で反省されてみられても、私は員外利用が非常にはなほだしくて小売商を圧迫しておるといふ面はあるだろうと思ふのだ。小売商の方から考えれば、それは非常にこれが圧迫になつておるといふふうに考えておるだろうと思ふ

○田中(武)委員 少くとも法によって規制する法律を作るのでしよう。そんなら、何か具体的な事実をうかまされた上であらうと思ひます。ところが今の御答弁では、私は感じただけだと思ふ。そういう多くの員外利用によって小売商が圧迫を受けておるだろうという感じ、これだけだと思ひます。大臣も次官もよく使われるが、ケース・バイ・ケースの問題についてケース・バイ・ケースとは何か。まず母法があるのだから母法でやれることはやつて、それでもだめならどうだ。それなら先ほど松平委員からも言つたように、一応そういうことでは困るからといふこととで、厚生省へも行って話をしやつたが、それでもだめだ、こういうことはいわゆるケース・バイ・ケースの道を踏んできて、ここへ来るを得ないといふこととなつてもかく、最初からこういうことを出すといふことには私どもは疑問を持つておる、こういうことなんです。

○岩武政府委員 先ほどは員外利用の許可を受けなくて員外利用が問題になつた組合の例をあげましたが、このほかに員外利用の許可を受けておるの、小売商との關係の争ひの絶えない組合もだいたいあります。そういうことを結局問題になるのは、先ほど来申し上げましたように員外利用の点でございませぬ。これについては、厚生省当局

も、割に狭い範囲の通知を出して監督に努めておられますが、何と申しませぬ母法の精神が違ふものでありますから、この問題の解決にはうまくいかない。そこで先ほど来私が申し上げますように、やはり立場を変えて小売商の保護、その調整という見地から、この問題を解決することが必要だ、そう考へておられます。

○田中(武)委員 母法の精神が違ふといつたつて、それが私はおかしいと思ふ。その母法によって生協をほんとうの、いい生協にしようといふのが生協法であつて、そのことによつて、何もこういう規定がなくてもいいわけですね。だから、母法によつておやつたらよい、こつておるのです。精神が違ふといつても法律を出すのに、精神分裂症のように違つたものをだらだら出すのですか。

○岩武政府委員 先ほど来申し上げますように、第一条の精神は、やはり組合の発達でございますから、員外利用の規定もそういう見地で行われておるところが実際は、法の精神に反して違つておることがわかりますと、やはりこの問題は見地を変えて、小売商の利害の調整——組合の発展ではありませぬ、小売商の利害の調整という点で問題を解決しなければいかぬだろうといふことではあります。

○田中(武)委員 何回も言ひますが、いわゆる母法による健全な生協であるならばそういうことはいない。こういうことは言えるので、私はあくまで母法によつてやるべきである、こつておることをあくまで主張いたしまして、こつておるからそのままにしておきませぬ。

○岩武政府委員 先ほど来申し上げますように、こつておるからそのままにしておきませぬ。

そこで次に第三条ですが、第三条の条文の中に、「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがある」と認めるときは、「この言葉によっておそれがあるが、具体的に中小小売商というほどの程度のものか、それから事業活動に影響を及ぼし、この言葉によって次に「利益を著しく害する」という利益とは売り上げが減ることを意味してあるのか。具体的に利益を著しく害するというのは、どういうことを言っておるのか。

○岩武政府委員 第一の中小小売商といふことでございますが、これは中小企業者の範囲と大体同じように考えております。つまり物品販売業でありまして、常時従業員おおよそ三十人以下のところをいふふうに考えております。

影響を及ぼし、利益を著しく害するといふのは、一人、二人の売り上げが減ったという、そういうことではないと思ひますが、ある範囲の小売商に売り上げがかなり減る、あるいは閉店せざるを得なくなる、いろいろな現象があるかと思ひます。こういうことは事実問題で考えるべきだと思ひます。

○田中(武)委員 事実問題でということば、然としたものですが、これによると、その認定はすべて都道府県知事が行ふのです。厚生大臣または都道府県知事、こういうことになっておるが、厚生大臣、都道府県知事は、それじゃその人たちの感じでやるわけですか、それに対する一応の基準といひますか、そういうものは考えておられないのですか。

○岩武政府委員 その点は単なる感じ、憶測ではいかぬだらうと思ひます。

○田中(武)委員 感じ、憶測ではなく事実問題であるというのですが、その事実はいろいろな雑多な事実が起ると思ふのですが、それに対していろいろな処置をとる、この判断の基準はどういうことになるのですか。

○岩武政府委員 いろんな場合があるのだと思ひますが、これは例がいいか悪いか知りませんが、たとえはこんな販売をする生協はないと思ひますが、あまり組合員のおらない町のまんな中に物品販売所を建てるといふことは、員外販売を、かつ付近の小売商に影響を及ぼすことは当然でありまして、そういう場合は、「影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがある」といふことは、当然いえるだらうと思ひます。それは一つの例で極端な例であります。いろんな場合があると思ひます。それらも、そこらあたりは事実即ち即ち考えなければいかぬだらう、こういうことであると思ひます。

○田中(武)委員 事実即ち即ちか、事実問題とかいふ言葉なんです、実際問題としては起つてきた事実に対して、尺度をきめる場合に何らかの基準といふものがなかつたら、その人の専断で行われる、こういうことになるのですか。

○岩武政府委員 専断ではありませんで、大体物事の常識といふものがあるだらうと思ひますから、健全な常識で判断してもらつたら、こういうつもりでおります。

○田中(武)委員 あなたのようによりの頭のいい人と私のよりのものとはだいぶ常識も違ふと思ひます。その逆でもよろしい。私のような頭のいい人とそうでない人との場合で考えてもよろしい。

い。ともかくその常識といつても、これは法律的には社会通念といふような言葉でございませぬかと思ひます。これは一応の尺度といふものがなければいかぬと思ひます。常識だけではできぬと思ひますが、常識は各人で違ふと思ひます。どうなんですか。それはやはりそうすると、その人の専断といふことになると思ひます。

○岩武政府委員 それは個人々々の判断ではありませぬで、やはりある地域の行政の責任を持っておられます。都道府県知事が判断することでありまして、都道府県知事一人ではございませぬで、それを補佐する組織もございませぬから、そういう行政面に携わる諸君が事態を冷静に判断しまして、こういふ判断を下す、こういうふうに思つております。ただその「影響を及ぼし、その利益を著しく害する」といふことからは、一人、二人の売り上げが減つたといふことでは幾ら何でも規定に当たらぬだらうと思ひます。そこらあたりはやはり事実の問題でございませぬから、またそういう責任と権限を持つておられます。行政が判断することだと思つております。

○田中(武)委員 そりすると、私のこの法案だけじゃないけれども、ほかの法案でもよく申し上げるけれども、結局はその箇に当る官僚の考え方だけで左右せられる、こういうことになるのですか。

○岩武政府委員 都道府県知事は民選の知事でございますし、しかも勤めておる諸君もこれは府県の公吏でございませぬ。決して言われるような官僚ではないと思つております。

○田中(武)委員 知事といつたつて実際知事がやるわけではないから官僚がやりますが、その点はそういうことにしておきましょう。そこでこれは「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害する」といふことは、これはどつちか一方でもこういう事項に該当する、こういう解釈になるのか、ここに「かつ」といふ言葉を入れておくべきかどうかなんですか。

○岩武政府委員 私は法律的なこまかいことは答弁する能力がありませんけれども、法律的な解釈でございませぬが、政府の法制局長官もおりますから、答弁していただきたいと思ひますが、私が解釈しますに、これはやはり影響を及ぼし、かつあるいはその結果といふふうに読むことが常識だらうと思つております。しかしこれは私の見解でございませぬで、法律的に最終的な権威があるかどうか、これは一つ法制局長官にお尋ね願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 これは所管の長であるあなたが言われるのだから、これでも行政解釈としては最終的な解釈と理解してもいいのかわ、それともそれほど自信がないのならば、法制局長官に委員長呼んでいただきたいと思ひます。

○長谷川委員長 そりいうこまかい点につきましては、小委員会を設けておられますので、本日さつそく小委員会を引き續いて行いますから、こまかい点について疑問がありましたら、どうか小委員会において十分御検討を願ひたいと思ひます。質問を続行願ひます。

○田中(武)委員 それでは私は三、四条から一つと一つずつやるつもりでおつたのですが、それは小委員会で行います。

次に物わかりが悪いからもう一つだけ聞いておきます。それはこの前の二月五日の参考人のときにも私はちよつと申し上げておいたのですが、二重罰則の点です。いわゆる員外利用といふ一つの事実をとりあへて、消費生活協同組合法にも罰則がある、本法にも罰則がある、こういう二重罰則の点について、どうお考えですか。

○岩武政府委員 これは別段不思議なことでもありませんで、刑法の理論でございませぬが法条競合といふことで処理することだと思つております。つまり両方に該当するといふことであります。

○田中(武)委員 一つの事実について二つの罰則があるのです。刑法でいふ場合は、一つの行為が数個の罪名に当る場合ですよ。これは一つの事実です。これに対して罰則が二つあるのです。

○岩武政府委員 一つの行為に対して二つ以上の罰則が適用される、同じことではあります。

○田中(武)委員 刑法の場合は、たとえば窃盗罪の場合、家宅侵入をやつて窃盗をもつたという場合、この場合は片方だけいふのです。この場合はそりではないのです、一つなんです。同じ行為なんです。

○田中(武)委員 ただ一つだけの事実に対して、これが競合するということも、もうすでに明らかなんです。よ。(殺人の行為には傷害が入るぞ)と呼ぶ者あり)いや、それは一つの行為として数個の罪名に当る場合なんです。だから一つの行為に対して二つの罰則をつけようということが初めから目的だとか考えられない。一つの行為で罰則が競合する場合は、重きに從つてという片方でいくなら、これは初めから二つ考えなくていいわけなんです。物盗とかあるいは強盗のような場合は、いわゆる行為の連続によって数個の罪名が出てくる場合があるのです。いかがですか。

○岩武政府委員 そういふ場合もいろいろございませう。これで一つの行為に対して、やはり二個以上の違反行為が成立する、違反といいますが、適用する法条があるということは、これはいろいろあることあります。

○田中(武)委員 そういふ場合、具体的に一、二の例をあげて下さい。

○岩武政府委員 わかりやすい例があるかどうか、私存じませんけれども、こういう刑法上のむずかしい議論になりますれば、これはやはり法制局長官の方がいいと思ひます。こういうことはよくあるよりあります。別段これが異例とか、あるいはおかしいということではないと思ひております。

○田中(武)委員 いや、対象になるのは一つだけの行為なんです。それにすでに罰則があるのに、また罰則を設けたわけなんです。これがおかしいと言つておるのですよ。あなたの言つておるのは、一つの連続した行為が最終的に罰せられるまでに数個の罪名のあ

る場合で、それとは違ふんです。どうですか。これも法制局ですか。

○岩武政府委員 そういふ専門的な事項で、ことにそういう法令の例があるかないかということでありませう。これはやはり小委員会が専門の方にお願ひするよりほかにないと思ひます。

○田中(武)委員 それじゃまだたくさんあるんですが、全部小委員会ということなら、よろしい、小委員会で行きましょう。よろしい。

○長谷川委員長 本日は、これにて散会をいたします。

次会は、来たる三月三日火曜日の午前十時より開会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和三十四年三月三日印刷

昭和三十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局